

～町内で新たに事業を始める方へ～
三朝町創業支援補助金

町内で創業される事業者に対して初期投資に係る経費の一部を支援します。

創業とは

町内で新しく事業を開始すること（やむを得ない事情により休止した事業を再開することを含む）

対象者

以下全てに該当

- 町内で創業しようとする者
- 三朝町商工会の会員、または特定創業支援等事業による支援を受けた者
- 1年以上事業を継続する者
- 町税を滞納していない者
- 暴力団関係者ではない者
- 過去に三朝町空き店舗等活用支援補助金、三朝町店舗改装等支援事業補助金を受けていない者

要件

以下全てに該当

- 町の商工業の発展及び賑わいの創出が期待できる事業
- 具体的な計画を有し、創業から1年以上の営業を継続すること
- 毎月おおむね20日以上営業
- 法令に基づく資格が必要な場合は、開業までに当該資格を有すること
- 風俗営業の場合、不相当と認める業態のものではないこと
- 金融関係事業として使用するものではないこと

対象経費

新築及び増築工事費、外装工事費、内装工事費、設備工事費、その他の工事費（耐震補強工事費、解体工事費）、設備・備品購入費（消耗品は除く）、店舗・車両・機器等の賃借料（敷金、礼金、保証金は除く）、広告宣伝費等
※賃借料経費は年度内まで

補助率

対象経費の1/2

限度額

- ア 空き店舗等を改修・・・上限100万円
- イ 店舗を新築・・・上限200万円
- ウ 新築、改装を伴わない創業・・・上限50万円

※ア、イ→工事完了後に補助額の1/2を交付し、1年後に残りの額を交付

○本補助金は審査会を実施した上で、補助金交付の可否を決定します○

<問合せ先> 申請前に三朝町観光交流課または三朝町商工会へご相談ください。

三朝町役場 観光交流課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬999-2
TEL : 0858-43-3514 FAX : 0858-43-0647

三朝町商工会

〒682-0123 鳥取県東伯郡三朝町三朝973-1
三朝温泉ほっとプラ座2階
TEL : 0858-43-3131 FAX : 0858-43-2929